

水戸地方農業共済事務組合農業共済条例施行規則

(平成 30 年 3 月 30 日 規則第 1 号)

改正 平成 30 年 11 月 27 日 規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、水戸地方農業共済事務組合農業共済条例（平成 30 年条例第 1 号。以下「条例」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(危険段階区分及び共済掛金率)

第 2 条 条例第 36 条第 2 項、第 75 条第 2 項、第 83 条第 2 項、第 99 条第 2 項、第 123 条第 2 項、第 146 条第 2 項に規定する危険段階区分及び共済掛金率は、それぞれ当該各号に掲げるところによるものとする。

- (1) 農作物共済（条例第 36 条第 2 項）・・・・・・・・・・・・・・・・別表第 1
- (2) 家畜共済（条例第 75 条第 2 項、第 83 条第 2 項）・・・・・・・・別表第 2
- (3) 果樹共済（条例第 99 条第 2 項）・・・・・・・・・・・・・・・・別表第 3
- (4) 畑作物共済（条例第 123 条第 2 項）・・・・・・・・・・・・・・・・別表第 4
- (5) 園芸施設共済（条例第 146 条第 2 項）・・・・・・・・・・・・・・・・別表第 5

付 則

(施行期日)

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

(施行期日)

この規則は、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。

別表第 1 から別表第 5 まで 略